

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第十九（第五十一条関係）
（平九規則七六・平一二規則八七・令四規則八五・一部改正）

二 振動に係る届出施設

一 金属加工機械
イ ベンディングマシン
ロ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
ハ 矯正プレス
ニ 機械プレス
ホ セン断機(原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。)
ヘ ホ以外のせん断機
ト 鍛造機
チ ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。)
リ チ以外のワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力の合計が一五キロワット以上のものに限る。)
ヌ 平削盤
二 圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして振動規制法施行令(昭和五十一年政令第二百八十号)別表第一の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
三 粉碎機
イ 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)
ロ イ以外の土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が三・七キロワット以上のものに限る。)
ハ その他の用に供する粉碎機(破碎機及び摩砕機を含む。原動機の定格出力が三・七キロワット以上のものに限る。)
四 織機(原動機を用いるものに限る。)
五 コンクリート機械
イ コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が二・九五キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が一〇キロワット以上のものに限る。)
ロ コンクリートプラント
六 木材加工機械
イ ドラムバーカー
ロ チッパー(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)
七 印刷機械(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)
八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が三〇キロワット以上のものに限る。)
九 合成樹脂成型加工機械
イ 合成樹脂用射出成形機
ロ イ以外の合成樹脂成形加工機械(原動機の定格出力の合計が一五キロワット以上のものに限る。)
一〇 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)
一一 走行クレーン(吊り上げ能力が五トン以上のものに限る。)
一二 紙工機械(原動機の定格出力の合計が一五キロワット以上のものに限る。)
一三 遠心分離機(直径が一・二メートル以上のものに限る。)

備考

振動規制法第三条第一項の規定に基づき指定される地域内の同法第二条第二項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。